

この調査報告書を受け、保育における何よりの主役は、子どもたちであり、子どもの最善の利益が尊重され、子どもの心身の発達を支援していくことを第一目標としていきます。また、町として、各保育所での適切な運営・保育の実践が確実に行われていくように、保育所との信頼関係を構築し、必要とされるサポート体制についても充実を図っていきます。さらに、不適切な保育の背景には、保育士等を取り巻く就労環境や処遇、組織体制、研修受講の機会確保などの問題が指摘されており、町として、各保育所で働く保育士等の職員が、誇りと使命感、やりがいをもって職務に取り組んでいけるように、現場の実情をしっかりと把握し、必要な対策を講じていきます。

※保育所における虐待や虐待等と疑われる事案（不適切な保育）に関する相談窓口を設置

保育士等が、保育所において行う保育について、虐待や虐待等と疑われる事案（不適切な保育）が発生した、または違和感を覚えた場合に相談できる窓口を設置しています。

相談窓口

- 保健福祉課（58-8203）
- 田丸保育所（58-3077）
- 外城田保育所（58-3925）
- 有田保育所（58-4411）
- 認定こども園下外城田保育所（58-4932）

【平日時間外・休日等における緊急の連絡先】

相談窓口がつかない場合は、役場宿直室（58-8213）に電話し、「緊急の報告を行いたい」旨お伝えください。

受付日時

月曜日から金曜日午前8時30分から午後5時15分（祝・休日及び12月29日から1月3日を除く）